## 特定非営利活動法人日本火山学会会誌「火山」編集規程

(1991 年 4 月改訂, 1996 年 11 月一部改訂, 1998 年 10 月一部改訂, 2003 年 4 月一部改訂, 2015 年 11 月一部改訂, 2023 年 10 月一部改訂)

- 1. 編集委員会は投稿受付日を記録し、投稿が受け付けられたことを著者に通知する.
- 2. 投稿原稿が投稿規程および投稿細則に違反していると編集委員会が認める場合には、投稿原稿の受付を留保し、著者に対して内容及び体裁を整えるよう勧告することができる.
- 3. 原稿の審査は編集委員会の責任で行う. 論説, 寄書および総説は, その内容が火山学的に妥当であり, かつ火山学に関し価値ある結論を含むと査読者が判定し, それを編集委員会が認めた場合に受理・掲載される. その他の投稿については, 投稿種別ごとの目的に照らしてその内容が適切であると編集委員会が判定した場合に受理・掲載される.

討論の場合,原稿の内容が火山に掲載することが適当と編集委員会が判断した場合,原著者へ回答を求める.原著者からの回答が得られた場合は掲載可否の判断を行い,討論および回答を合わせて掲載する.

- 4. 編集委員会は、投稿された原稿が投稿規程および投稿細則の要件を満たしていると判断した場合には、適切な査読者を選定し、原稿の査読を依頼する。論説・総説・寄書は、原稿ごとに編集委員から選出した担当編集員1名を置き、担当編集員は査読者2名以上を選定し査読を行う。解説・紹介、書評等は編集長が担当し、編集委員2名による査読を行なう。
- 5. 編集委員会は査読者の助言に基づいて原稿の修正を求めることができる。著者は、編集委員会からの求めに応じて修正原稿を提出する。原稿が査読結果とともに著者に返却されてから3ヶ月以内に改訂原稿が再提出されないときは、その原稿は取り下げられたものとして取り扱う。ただし、編集委員会は著者から期限内に再提出できない事情の説明があったとき、期限の延長を認めることができる。
- 6.編集委員会は、掲載不適当と認めた原稿を却下することができる。その際、却下の理由を明らかにして著者に通知する。
- 7.査読後の修正が行われ、原稿が編集委員会によって採用された日付を受理日とし、編集委員会はこれを記録するとともに著者に通知する.
- 8. 初校の校正は著者が行い、再校以後の校正は編集委員会が行う、

- 9. 原稿は原則として受理された順に会誌に掲載される. 特別の企画のため, 論文の掲載順序の調整が必要である場合はこの限りではない.
- 10. 印刷後, 重要な誤りが発見されたときは, 正誤表を掲載することができる.

## 附則

この規程の変更は、理事会が承認する.